

# 子供にスマホを持たせる際の保護者の責任について

## ～ 子供たちを守るために ～

屋久島町立中央中学校  
校長 飯隈 和彦

本校では、インターネットの有効活用につきまして、デジタル教科書やタブレット等を授業で活用し、「主体的・対話的で深い学び」につながる授業の展開に努め、学力向上に取り組んでいるところです。また、インターネットに潜む危険性について「メディアリテラシー教育」にも力点を置いて問題の未然防止に積極的に取り組んでいるところです。

一方で、新聞やニュース等でも取り上げられていますように、児童生徒がインターネットを利用する際にトラブルや犯罪に巻き込まれたり、誹謗中傷によって厳しい状況に追い込まれてしまったりするケースも散見されるなど、問題が多く発生している現状があります。

そのため、インターネット上の誹謗中傷に対する厳罰化や法規制の強化によって問題の解決を図ろうとする動きも見られるなど、インターネット問題は喫緊の課題となっています。

インターネット上の世界は便利である反面、危険な側面も持ち合わせています。日頃の学校生活で特に問題を感じておられないご家庭におかれましては、「うちの子どもに限って、誹謗中傷されたり、犯罪に巻き込まれたりするようなことはない」と思われる方も多いと思います。

文部科学省からの通知文「学校における携帯電話の取扱い等について(文科発第670号・令和2年7月31日付)」には、「携帯電話(スマホ)を児童生徒に持たせるかどうかについては、まずは保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、各家庭において必要性を判断するとともに、携帯電話(スマホ)を持たせる場合には、家庭で携帯電話利用に関するルールづくりを行うなど、児童生徒の利用の状況を把握し、学校・家庭・地域が連携し、身近な大人が児童生徒を見守る体制づくりを行う必要がある」と明記されています。

本校では、ご家庭でのネット利用について、家庭内のルールをもとに保護者の管理下のもとで実施することを推奨しております。また、スマホ(携帯電話も含む。以下、スマホと省略)を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から、保護者の判断により、時期も踏まえて授けられるものと考えております。

従いまして、本校としては、子どもがスマホを所持すること自体を推奨するものでも、否定するものでもありません。

しかしながら、スマホを所持した時点からネットトラブルに巻き込まれる事案が後を絶ちません。特に、利用ルールが、決められていない状態の家庭でのトラブルが多い傾向にあります。

そのため、このように問題を回避するためにも、子どもにスマホを持たせるのであれば、ご家庭でしっかりとお考えいただきたいと思っています。

そして、子どもにスマホを持たせる以上は、保護者として責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への指導についても、日頃から繰り返しご指導いただく必要があると考えています。

児童生徒が犯罪に巻き込まれる危険性を防ぐとともに安心して学習に取り組むための学習環境を構築していくために、インターネット利用上の正しい使い方や注意点について、学校と一緒になってご指導いただければと思います。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(本校では、スマホ等の所持率約65.9%。スマホ等の学校への持ち込みは、原則禁止です。)